

# 特定地方独立行政法人の役職員に係る 地方公務員法の適用関係 ①

## 基本的な考え方

- 特定地方独立行政法人の職員には、地方公務員法を適用する。ただし、地方独立行政法人は、企業の経営により、公共性の高い事務・事業を効率的かつ効果的に行うという点において地方公共団体とは異なる性質を有するため、以下の事項については適用除外とする。
  - ①給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事項  
→法人の業務実績や職員が発揮した能力を適切に給与や勤務条件に反映する(地方独立行政法人法 § 51を適用)
  - ②職員団体に関する事項  
→給与や勤務条件に関する事項について労働協約を締結することを可能とする(地方公営企業等の労働関係に関する法律 § 7を適用)
  - ③人事委員会等に関する事項等  
→ただし、地方公務員法 § 8⑦(協定締結)等、一部適用対象とする

## 今回の改正事項の適用関係

- 今回の改正事項についても、原則として特定地方独立行政法人の職員に適用する。ただし、現行の整理を踏まえ、今回の改正内容のうち、「給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事項」等については適用対象外とする。
- 特定地方独立行政法人の役員については、退職管理に関する規定について適用する。

## 適用関係の対応表

・改正部分は太枠・下線  
・職員については地方独立行政法人法 § 53、役員については同法 § 50の2により地方公務員法を適用

地方公務員法		特定地方独立行政法人への適用の有無
<b>第1章 総則</b>		
§ 1	目的	○
§ 2 - § 4	一般職/特別職の別等	○
§ 5	人事関連条例の制定	×
<b>第2章 人事機関</b>		
§ 6	任命権者	○
§ 7 - § 9の2	人事委員会等の設置、権限、委員等	×
		※ § 8①四(任命権者への勧告)、§ 8⑦(協定締結)のみ○ ※役員について、§ 8①四(任命権者への勧告)は○
§ 10 - § 12	人事委員会等の委員長、議事、事務局等	×
<b>第3章 職員に適用される基準</b>		
<b>第1節 通則</b>		
§ 13	平等取扱の原則	○
§ 14	情勢適応の原則	※ § 14②(人事委員会の勧告)のみ×
<b>第2節 任用</b>		
§ 15 - § 22	任用の根本基準、欠格条項、任命の方法等	○
		※ § 15の2③(長との協議)のみ×
<b>第3節 人事評価</b>		
§ 23	人事評価の根本基準、実施等	○
		※ § 23の2③(長との協議)のみ×
§ 23の4	人事評価に関する勧告	×

## 特定地方独立行政法人の役職員に係る 地方公務員法の適用関係 ②

適用関係の対応表(続き)

地方公務員法		特定地方独立行政法人への適用の有無
第4節 給与、勤務時間その他の勤務条件		
§ 24 - § 25	勤務条件の根本基準、給与に関する条例	×
§ 26 - § 26の3	給料表に関する報告及び勧告、 修学部分休業、高齢者部分休業	×
第4節の2 休業		
§ 26の4 - § 26の6	休業の種類、自己啓発等休業、 配偶者同行休業	○  ※ § 26の5③(自己啓発等休業期間の給与)、 § 26の6④(配偶者同行休業)のみ×
第5節 分限及び懲戒		
§ 27	分限及び懲戒の基準	○
§ 28	降任、免職、休職等	○
§ 28の2 - § 29の2	定年による退職、懲戒等	○
第6節 服務		
§ 30 - § 36	服務の根本基準等	○
§ 37	争議行為等の禁止	×
§ 38	営利企業への従事等の制限	○  ※ § 38②(人事委員会による許可基準の策定)のみ×
第6節の2 退職管理		
§ 38の2 - § 38の7	再就職者による依頼等の規制等	○  ※役員についても○
第7節 研修		
§ 39	研修	○  ※ § 39③(地方公共団体による方針の策定)、 § 39④(人事委員会の勧告)のみ×
第8節 福祉及び利益の保護		
§ 41 - § 45	厚生福利制度、公務災害補償等	○
§ 46 - § 49	勤務条件に関する措置の要求等	×
§ 49の2 - § 51の2	不利益処分に関する不服申立て	○
第9節 職員団体		
§ 52 - § 56	職員団体、不利益取扱の禁止等	×
第4章 補則		
§ 57	特例	○
§ 58	適用除外	×
§ 58の2 - § 58の3	人事行政の運営状況等の公表	×
§ 59	総務省の協力及び技術的助言	○
第5章 罰則		
§ 60 - § 61 § 62 § 63 - § 65	罰則	○  ※役員について、§ 60 四～八、§ 63は○